

大津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 国家損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成28年11月4日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	青木 純代
同	松山 修
同	長西 研太
同	丸山 耕一
同	中村 直樹
同	五貫 誠人
同	本間 伸幸
同	安田 里佳子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、4027万4240円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、納税の必要がないのに土地の譲渡に係る平成3年分所得税の期限後申告をさせられ、無申告加算税、延滞税と合わせて1537万2000円を納付させられたとして、国家賠償法1条1項に基づき、同額及びこれに対する遅延損害金2490万2240円の支払を求めた事案である。

2 原告の主張

(1) ア 原告は、平成9年1月20日、別紙物件目録1記載の各土地(以下、併せて「本件土地」という。なお、野洲郡は、現在では野洲市となっている。)を第三者に譲渡したことを前提として、平成3年分の所得税の期限後申告をし(以下「本件申告」という。)、その後、被告に対し、無申告加算税、延滞税と合わせて1537万2000円を納付した。

イ 原告は、実際には同年中に本件土地を譲渡しておらず、本件土地に係る譲渡所得税を納付する義務はなかったのに、税務職員の誤った指導を受けて本件申告をし、上記の所得税等の納付を余儀なくされたものである。

ウ よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、賠償金1537万20

00円及びこれに対する遅延損害金2490万2240円の支払を求める。

(2) 被告の主張 (2) (時効) に対する認否

被告の主張 (2) アは否認ないし争う。

税務の難解な論点を含む原告の上記損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、本件訴訟の提起時とすべきである。

3 被告の主張

(1) 原告の主張 (1) に対する認否

ア 上記(1)アのうち、原告が本件申告をし、本件土地の譲渡に係る平成3年分所得税(以下「本件所得税」という。)、これに付随する無申告加算税(以下「本件無申告加算税」という。)及び延滞税(以下「本件延滞税」といい、本件所得税及び本件無申告加算税と併せて「本件所得税等」という。)を納付したことは認め、納付額については否認する。原告が納付した本件所得税等の合計額は、1507万2000円である。

イ 上記(1)イは否認する。

原告は、平成2年12月27日、乙(以下「乙」という。)に対し、本件土地を代金3000万円で売り渡す旨の売買契約を締結し、平成3年2月13日、滋賀県知事から農地法3条所定の許可を受け、同月26日、乙に対する同月25日売買を原因とする所有権移転登記手続をするなどしているから、本件土地の譲渡に係る譲渡所得について、平成3年分所得税の法定申告期限である平成4年3月16日までに申告する必要がある。その後になされた本件申告における申告額(本件所得税の額)、期限後に申告されたことにより原告が負担することとなった本件無申告加算税、本件延滞税の額もすべて適正である。

(2) 被告の主張 (時効)

ア 原告は、遅くとも、大津税務署長に対して本件所得税等を含む納付金について損害賠償金として返還を求める旨記載した申請書を提出した平成15年12月11日の時点で、本件所得税等を納付したことによる損害及び加害者を知っていたものであるから、原告の主張に係る損害賠償請求権については、既に消滅時効が完成している。

イ 被告は、平成28年8月3日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用する旨の意思表示をした。

第3 当裁判所の判断

1 証拠(甲1、4、6ないし18、乙1ないし9)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) ア 原告は、平成2年12月27日、乙に対し、本件土地を3000万円で売り渡す旨の売買契約を締結し、所定の申請をして平成3年2月13日に滋賀県知事から農地法3条所定の許可を受け、同月26日、同月25日売買を原因とする乙への所有権移転登記手続をした。

イ 原告は、平成2年12月27日、丙(以下「丙」という。)から、別紙物件目録2記載の各土地(以下、併せて「丙土地」という。)を3000万円で買い受ける旨の売買契約を締結し、所定の申請をして平成3年2月13日に滋賀県知事から農地法3条所定の許可を受け、同年3月5日、同年2月25日売買を原因とする原告への所有権移転登記手続をした。

ウ 上記ア、イの各売買の代金については、代金額が同額であることから、乙が直接丙に

支払うことで決済された。

- (2) 原告は、本件土地の譲渡所得について、平成4年3月16日の申告期限までに確定申告書を提出しなかった。
- (3) 原告は、同年10月12日、上記(1)ア記載の乙に対する本件土地の所有権移転登記について、錯誤を原因とする抹消登記手続をした(以下「本件錯誤登記」という。)。なお、原告と乙がこれに先立つ同月9日に作成した農地売買契約等公正証書には、原告が乙に丙土地を3000万円で売却すること、上記(1)ア記載の乙に対する本件土地の所有権移転登記の原因に錯誤があるので本件土地の所有名義を原告に移転すること、将来、乙の丙土地と原告の本件土地とを交換すること、上記公正証書に係る契約を原因として発生する一切の費用については原告が負担すること等が記載されている。
- (4) 原告は、平成9年1月20日、別表1「確定申告(期限後申告)」欄記載のとおり、本件申告をした。
- (5) 大津税務署長は、同年2月3日、原告に対し、別表1「賦課決定」欄記載のとおり、無申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)をした。
- (6) 原告は、別表2のとおり、同年1月30日から同年12月25日までの間に、本件所得税等の合計額1507万2000円を納付した。なお、原告の納付額が1537万2000円であることを認めるに足りる証拠はない。
- (7) 原告は、同年3月27日、本件賦課決定処分の取消しを求める異議申立てをしたが、大津税務署長は、同年6月24日付けで、原告の異議申立てを棄却した。
- (8) 原告は、大津税務署長に対し、同年5月30日頃や同年9月30日にそれぞれ書面を提出し、職権による減額更正や本件賦課決定処分の取消しを求めた。弁護士・税理士であるとする代理人と原告の連名で同年9月30日に提出された嘆願書には、本件土地について乙との売買契約を解除し、本件錯誤登記によって原告に所有名義を回復し、原告が本件土地を使用していたこと、原告には乙に対する売買代金の返還債務の履行が困難であるため、その債務を本件土地で代物弁済することとし、平成9年度の耕作終了後に本件土地を乙に引き渡すこととしたこと、したがって、本件土地の譲渡については、平成10年3月15日税務申告するのが適正な税務申告であること等の記載がある。
- (9) 原告は、平成10年1月6日、本件土地について、本件錯誤登記の錯誤を原因とした所有権回復登記により、平成3年2月25日売買を原因とする所有権移転登記を回復させ、所有名義人を乙とした。
- (10) 原告は、平成15年12月11日、大津税務署長に対し、本件所得税等を含む納付金について、課税すべきでない事象であり、損害賠償金として返還を求めること等を記載した申請書を提出した。
- (11) 原告は、平成16年11月1日、被告に対し、本件所得税等を納付する必要がなかったのに納付したなどとして本件所得税等相当額を含む金員の支払を求める不当利得返還請求訴訟を大津地方裁判所に提起した(以下「前件訴訟」という。)

同裁判所は、平成17年4月19日、平成4年10月にされた本件錯誤登記は、代金の返還もないのに乙が登記名義だけを先に原告に返還する不自然なもので、錯誤登記に沿った実質的な権利変動があったとは解し難いこと、本件錯誤登記に先立って作成された公正証書では原告が買い受けた丙土地をさらに3000万円で乙に売却するとされ、本件土地と丙土地

を原告と乙との間で交換するための前提を整える内容になっていること、平成10年1月6日に原告から乙への本件土地の所有権移転登記手続をする際に新たな売買を原因とせず、当初の平成3年2月25日の売買を原因としていること等に照らし、原告が乙との本件土地についての平成3年2月25日の売買契約をその後に解除したとは認められず、本件土地は平成3年度中に原告から乙に有効に譲渡されたといえるから、原告には本件土地の譲渡について平成3年度分として本件所得税を納付する義務があり、原告が支払うべき税額は本件所得税等1507万2000円であったとして、原告の請求を棄却する旨の判決をした。

同判決に対し、原告は控訴したが、大阪高等裁判所は、平成17年9月15日、本件土地の所有権は平成3年度中に原告から乙に有効に移転され、代金決済も完了していたというべきであるから、原告は本件土地の譲渡による譲渡所得について平成4年3月16日までに納税申告し、所得税を納付する必要があったなどとして、原告の控訴を棄却する旨の判決をした。

上記控訴審判決に対し、原告は上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は、平成18年1月20日、原告の上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない旨の決定をした。

(12) 原告は、平成28年3月28日、本件訴訟を提起した。

(13) 被告は、同年8月3日の本件口頭弁論期日において、原告の本訴請求について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（顕著な事実）。

2 上記認定の各事実によれば、既に前件訴訟の判決やその控訴審における判決において判示されているとおり、原告は、平成2年12月に本件土地を乙に対して3000万円で売り渡す旨の売買契約を締結した後、所定の申請をして平成3年2月に農地法3条所定の許可を受け、売買を原因とする乙への所有権移転登記手続をするなどしているのであって、本件土地の所有権は、平成3年のうちに原告から乙に有効に移転され、代金決済も完了していたというべきであるから、原告は、本件土地の譲渡による譲渡所得について平成3年分所得税の申告期限である平成4年3月16日までに申告し、所得税を納付する必要があったというべきである。なお、原告が上記の乙との本件土地についての売買契約を締結した後にこれを解除したとは認められず、他に本件土地の譲渡所得税を申告すべき時期についての上記認定を覆すに足りる証拠はない。

そして、上記認定の各事実及び弁論の全趣旨によれば、本件所得税、本件無申告加算税及び本件延滞税の額はいずれも適正であり、原告は、本件土地の譲渡に関し、本件所得税等1507万2000円を納付すべきであったと認められる。

以上によれば、本件所得税等を納付する義務がなかったのに税務署職員の誤った指導が原因でこれを納付させられたという原告の主張は、その前提を欠いており、採用することができないというべきである。

したがって、原告の請求は理由がない。

3 なお、付言するに、前記認定のとおり、原告は、平成9年に本件所得税等を納付する一方で、同年中には大津税務署長に対して本件賦課決定処分取消しを求める異議申立てや弁護士・税理士であるとする代理人と連名で本件訴訟における主張と同内容の主張が含まれた嘆願書の提出等を行い、平成15年12月11日には大津税務署長に対して本件所得税等を含む納付金について課税すべきでない事象であるとして損害賠償金として返還することを求める申請書を提出するなどした上、平成16年に本件所得税等の不当利得を理由とする前件訴訟を提起して請

求棄却判決を受け、平成18年には同判決の確定をみているのであって、これらの経緯に照らせば、原告は、遅くとも、上記の申請書を提出した平成15年12月11日の時点において、本件所得税等を納付したことによる「損害及び加害者」を知ったというべきであるから、原告が主張する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権については、本件訴訟の提起より以前に消滅時効が完成していると認められるところ、被告は平成28年8月3日の本件口頭弁論期日において上記時効を援用しているのであって、原告の主張する損害賠償請求権は、原告がこれを有していたとしても既に時効により消滅している。

そうすると、原告の請求は、かかる点においても理由がないことに帰結するものと考えられる。

4 よって、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部
裁判官 芝田 由平

(別紙)

物件目録 1

- | | | | |
|---|------------------|------------------|----------------------------------|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 野洲郡
●●
田
1 8 0 1 平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 野洲郡
●●
田
1 9 6 6 平方メートル |

(別紙)

物件目録2

- | | | |
|---|-----|------------|
| 1 | 所在地 | 野洲郡 |
| | 地番 | ●● |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 900平方メートル |
| 2 | 所在地 | 野洲郡 |
| | 地番 | ●● |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 1227平方メートル |
| 3 | 所在地 | 野洲郡 |
| | 地番 | ●● |
| | 地目 | 田 |
| | 地積 | 2150平方メートル |

課税の経緯（平成3年分）

単位（円）

区分		確定申告 (期限後申告)	賦課決定	発生	異議申立て	異議決定
年月日		平成9年1月20日	平成9年2月3日	平成9年2月4日	平成9年3月27日	平成9年6月24日
総所得金額		1,699,626	/	/	/	/
分離短期 譲渡所得	収入金額	30,000,000				
	所得金額	24,807,614				
所得控除金額		861,644				
算出税額		10,006,500				
源泉徴収税額		0				
申告納税額		10,006,500				
無申告加算税額			1,500,000		取消	棄却
延滞税額				3,565,500		

納税の経緯（平成3年分）

単位（円）

納付日	所得税	無申告加算税	延滞税	計
平成9年1月30日	3,000,000			3,000,000
平成9年1月31日	4,210,000			4,210,000
平成9年2月3日	300,000			300,000
平成9年2月4日	2,496,500		3,500	2,500,000
平成9年12月25日		1,500,000	3,562,000	5,062,000
計	10,006,500	1,500,000	3,565,500	15,072,000